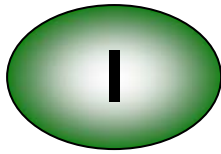


第3編 計画の目標値・ サービスの見込み量

【障がい福祉計画】



平成 26 年度の目標

平成 26 年度における基本目標は次のものとします。

施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいをもつ方が、自立訓練事業などのサービスを利用することで、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行し地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームやケアホーム、一般住宅へ移行する方として、平成 26 年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定します。

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（退院可能精神障がい者）が必要な自立訓練事業などのサービスを利用することで退院可能となり、地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、自立訓練事業などの必要量を見込み、平成 26 年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などを通じ、平成 26 年度末までに、福祉施設を利用している障がいをもつ方が、一般就労する数値目標を設定します。

平成 26 年度の目標

目 標	指 標	計画目標値		
		基準年 (平成 17 年)	現 況 (平成 23 年)	平成 26 年度
施設入所者の地域生活への移行	現在の入所者の 10% 以上が地域生活に移行	-	8.2%	13.1%
	施設入所者数を 7% 以上減少	61 人	56 人	53 人
退院可能精神障がい者の地域生活への移行	退院可能精神障がい者数の減少	2 人	0 人	1 人
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行者数を現在の 4 倍以上増加	0 人	2 人	4 人

II

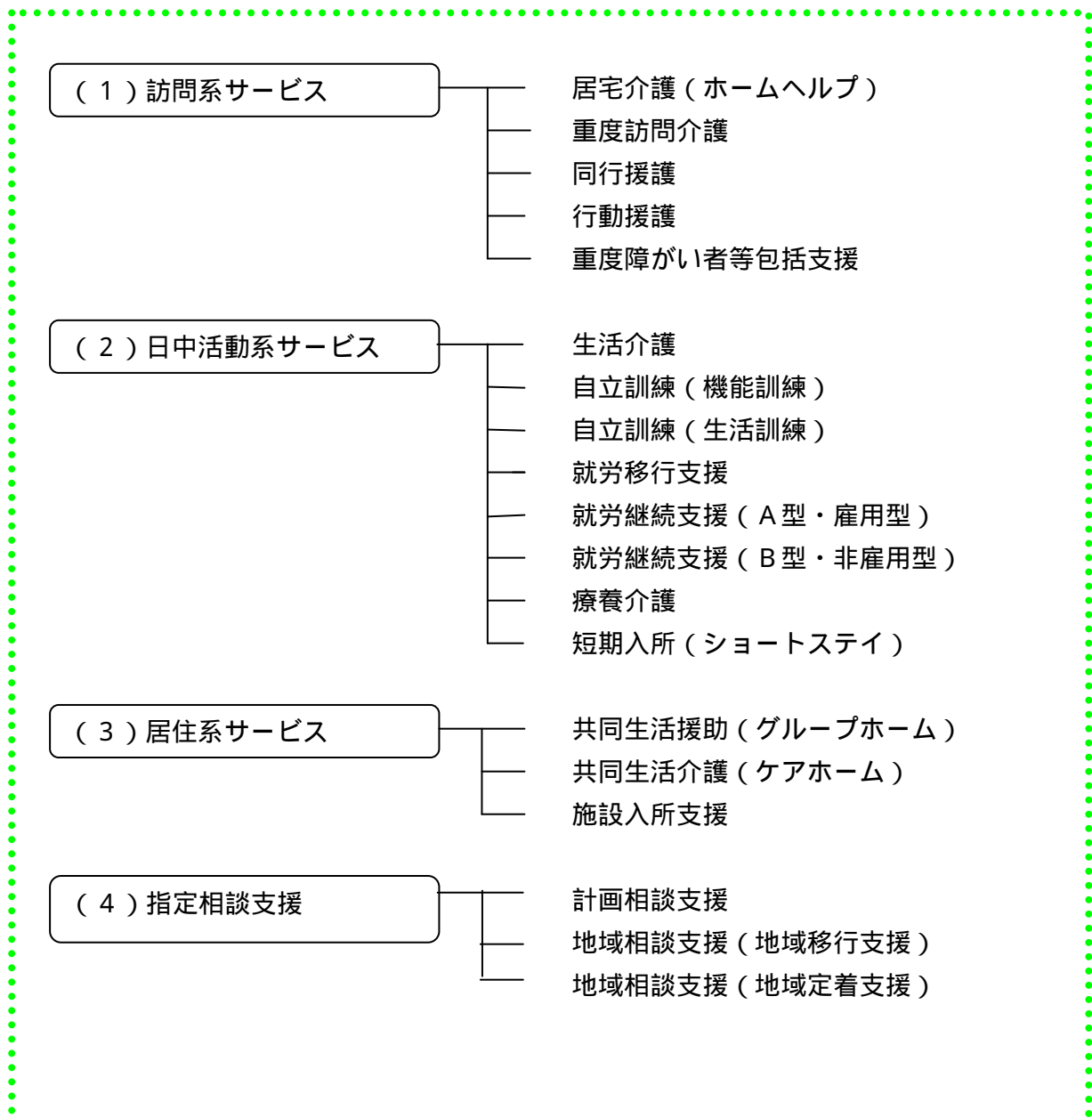
サービス提供に対する基本的な考え方

1

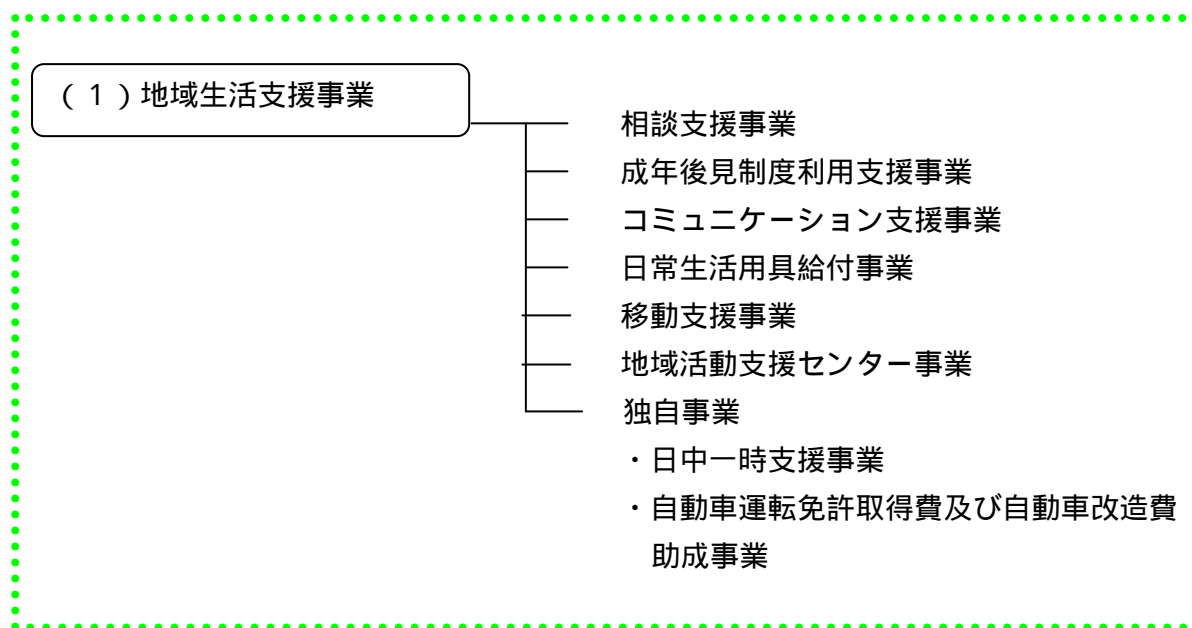
サービスの体系

平成 26 年度までの 3 つの目標値を達成するため、本計画では次の施策体系に基づき、計画的に取り組めます。

1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）



2) 町で行うことが定められているサービス(地域生活支援事業)



2

サービスの内容

1) 指定障がい福祉サービス

訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。（平成23年10月創設）

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。

重度障がい者等包括支援

意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障がい程度区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスを包括的に提供します。

日中活動系サービス

生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

就労継続支援（A型・雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

就労継続支援（B型・非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

介護の要らない軽度知的障がい者、精神障がい者で共同生活を営むことに支障のない障がい者に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他食事等の日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する重度知的障がい者、精神障がい者の共同生活の場で、家事等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供します。

施設入所支援

施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

指定相談支援

計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障がい児支援利用計画案の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングを行います。

地域相談支援（地域移行支援）

地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。

地域相談支援（地域定着支援）

安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

2) 地域生活支援事業

相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としており、一般的な相談支援を行う「障がい者相談支援事業」と、専門的職員を配置して相談支援機能の強化を図る「相談支援機能強化事業」、賃貸住宅の入居の際の調整等の支援を行う「住宅支援等支援事業」があります。

平成 22 年に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)の成立により、平成 24 年度からは、相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター」が創設され、市町村において設置することが望ましいとされています。

なお、「整備法」の成立により、平成 24 年 4 月から、これまで地域生活支援事業において、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として位置づけられていた「自立支援協議会」が法定化されています。

成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しようとする重度の知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬を助成します。平成 22 年の「整備法」の成立により、平成 24 年 4 月から必須事業に位置づけられています。

コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者のある方との意思疎通を仲介します。事業には「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」、「手話通訳設置事業」に区分されます。

日常生活用具給付事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対しての外出の際の移動を支援します。

地域活動支援センター事業

障がい者等がセンターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

独自事業

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。

当別町では、次の事業を実施します。

- ・ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供します。

- ・ 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

III

サービスの見込み量と確保の方策

1 指定障がい福祉サービス

1) 指定障がい福祉サービスの必要量の見込み

必要量の見込みにあたっては、現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向等を総合的に勘案して、必要量を見込みます。

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系（月平均）			
居宅介護（ホームヘルプ）	21人 124時間	23人 134時間	25人 144時間
重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
同行援護	3人 10時間	3人 10時間	3人 10時間
行動援護	5人 46時間	5人 46時間	5人 46時間
重度障がい者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
日中活動系（月平均）			
生活介護	51人 1,122人日	51人 1,122人日	51人 1,122人日
自立訓練（機能訓練）	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
自立訓練（生活訓練）	1人 22人日	1人 22人日	1人 22人日
就労移行支援	5人 110人日	5人 110人日	5人 110人日
就労継続支援（A型・雇用型）	1人 22人日	1人 22人日	1人 22人日
就労継続支援（B型・非雇用型）	30人 660人日	31人 682人日	32人 704人日
療養介護	4人 88人日	8人 176人日	8人 176人日
短期入所（ショートステイ）	8人 25人日	8人 25人日	8人 25人日

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居住系（月平均）			
共同生活援助（グループホーム）	35人	35人	35人
共同生活介護（ケアホーム）			
施設入所支援	59人	56人	53人
相談支援（月あたり）			
計画相談支援	6人	19人	27人
地域相談支援（地域移行支援）	1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）	1人	1人	1人

2) 指定障がい福祉サービスの必要量確保の方策

(1) 訪問系指定障がい福祉サービス

必要量の確保については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障がい福祉サービスを行う事業者の整備に努めていきます。

退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行により、障がいのある方が単身で生活を始める例がこれまで以上に増え、居宅介護の需要も増えることが予想されます。退院・退所後の生活が円滑にできるように、必要量の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。

(2) 日中活動系指定障がい福祉サービス

日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。そのため、サービス提供体制については、事業者のサービス提供体制やサービス需要の動向の把握に努めます。

サービス提供体制を充実するために、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。

(3) 居住系指定障がい福祉サービス

入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の計画的な推進が必要となり、事業所の立地動向の把握や誘導に努め、適切なサービス量を見込みます。

福祉施設から地域生活へ移行する人数（平成26年度までに3名程度）及び居宅からグループホームやケアホームに移行する人数（平成26年度までに5名程度）、退院可能な精神障がい者（平成26年度までに1名程度）が見込まれるため、民間活力を利用したグループホームやケアホームの設置を促進します。

2

地域生活支援事業

1) 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の必要量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

相談支援事業の必要量見込み

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
(1)相談支援事業			
障がい者相談支援事業	1	1	1
相談支援機能強化事業（実施の有無）	有	有	有

成年後見制度利用支援事業の必要量見込み

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み者数 (人)	実施見込み者数 (人)	実施見込み者数 (人)
(2)成年後見制度利用支援事業	1	1	1

コミュニケーション支援事業の必要量見込み

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実利用見込み者数 (人)	実利用見込み者数 (人)	実利用見込み者数 (人)
(3)コミュニケーション支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	2	3	3

日常生活用具給付事業の必要量見込み（年間延べ給付件数）

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)
(4)日常生活用具給付事業			
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	15	15	15
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	3	3	3
排せつ管理支援用具	348	360	372
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

- 介護・訓練支援用具～特殊寝台、特殊マット等
- 自立生活支援用具～入浴補助用具、杖等
- 在宅療養等支援用具～ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等
- 情報・意思疎通支援用具～視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等
- 排せつ管理支援用具～ストマ用装具（蓄便・尿袋）等

移動支援事業の必要量見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(5)移動支援事業	実施見込み箇所数 (か所)	10	10	10
	月間利用見込み者数 (人)	30	32	34
	月間延利用見込み時間数 (時間)	534	566	598

地域活動支援センター事業の必要量見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(6) 地域活動支援センター事業	実施見込み箇所数 (か所)	2	2	2
	利用見込み者数 (人)	17	17	17

独自事業の必要量見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(7) 日中一時支援事業	実施見込み箇所数 (か所)	8	8	8
	月間登録見込み者数 (人)	13	15	17
	月間利用見込み時間数 (時間)	141	163	185

2) 地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にさせるため、研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図っていきます。

具体的には、事業ごとに次のことに留意して進めます。

(1) 相談支援事業

福祉・医療・保健等との緊密な連携による相談窓口のネットワークを構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制の構築のため、相談支援事業として、北海道から指定を受けた相談支援事業者が障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。当別町では、NPO法人ゆうゆう「ななかまど」に委託をし、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関わる

相談支援事業を実施します。

基幹相談支援センターについて設置に向けて検討を進めます。住宅入居等支援事業についても、NPO法人ゆうゆう「ななかまど」の機能を強化しながら検討していきます。

また、障がいサービス係に専門的資格を持つ社会福祉士・精神保健福祉士などを配置し、相談支援事業機能強化事業を実施します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用促進、制度の周知など必要とされる具体的な対策について当別町障がい者地域自立支援協議会と連携して検討を深めます。

(3) コミュニケーション支援事業

手話通訳者等の養成及び派遣事業について当別町障がい者地域自立支援協議会で協議し、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

従来 of 制度を利用していた方のサービスが低下しないよう、それぞれの障がいの特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。

(5) 移動支援事業

要望の多い移動支援事業の利用者数・利用時間の必要量の確保のため、委託事業にて移動支援事業を実施します。

(6) 地域活動支援センター事業

地域の実情やニーズに対応して、地域活動支援センター事業のより充実化に努めます。

就労移行支援や就労継続支援を実施する施設などとの役割分担を検証し、就労に向けての活動だけに限定しない、自己選択・自己決定の力を身につけ、自己実現を体験できる日中活動の場として実施します。

地域活動支援センター強化事業の実施については、実施事業者との協議を行ない、利用者に有効な強化事業の実践により社会参加の実現を目指します。

(7) 独自事業

日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。

日中一時支援事業の推進については、障がい福祉サービス事業、デイサービス事業、タイムケア事業等の他事業とのバランスを考慮し、利用者に有効な事業形態を啓蒙し、さらに推進していきます。

当別町身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。